

別表2（第27条～第30条関係）

住宅性能評価業務 評価料金表

1. 業務区域：茨城県、栃木県、群馬県の全域
2. 対象建築物等：一戸建ての住宅及び共同住宅等の新築及び既存

設計住宅性能評価の評価料金

(い)種別	(ろ)床面積の合計	(は)評価料金の額
一戸建ての住宅	100 m ² 未満のもの	58,300 円
	100 m ² 以上 200 m ² 未満のもの	58,300 円
	200 m ² 以上 500 m ² 未満のもの	73,700 円
共同住宅等	500 m ² 未満のもの	74,800+M×13,200 円
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満のもの	103,400+M×13,200 円
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	201,300+M×13,200 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	339,900+M×13,200 円

この表において、Mは評価対象住戸数を表すものとする。

※長期使用構造等確認を同時に申請する場合は、「長期使用構造等料金表」を参照してください。

建設住宅性能評価の評価料金

(い)種別	(ろ)床面積の合計	(は)評価料金の額
一戸建ての住宅	100 m ² 未満のもの	151,800 円
	100 m ² 以上 200 m ² 未満のもの	151,800 円
	200 m ² 以上 300 m ² 未満のもの	198,000 円
共同住宅等	500 m ² 未満のもの	171,600+M×13,200 円
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満のもの	242,000+M×13,200 円
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	304,700+M×13,200 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	519,200+M×13,200 円

この表において、Nは検査回数を、Mは評価対象住戸数を表すものとする。

(は)欄の額に紛争処理負担金（評価対象住戸一戸につき4,000円）が加算される。

- ※1. 住宅型式性能認定等を含む申請に係る住宅の設計住宅性能評価料金及び建設住宅性能評価料金は別途見積りと致します。
- ※2. 階数が4以上の住宅及び既存住宅の建設住宅性能評価の料金は、別途見積りと致します。
- ※3. 室内空気中の化学物質の濃度等に係る建設住宅性能評価料金は、別途見積りと致します。
- ※4. 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画に係る設計住宅性能評価を当社で行っていない場合は、上記料金表により算定した設計住宅性能評価の申請料金の額の2分の1を乗じた額を加算します。
- ※5. 変更設計住宅性能評価料金は、別途見積りと致します。